

検討課題4 調査対象外の産業等

1 課題内容

科学技術研究調査の調査対象の範囲は、平成14年以降、フラスカティ・マニュアルに沿って規定しているところであり、特に、企業部門については、同マニュアルで「以下の産業を含めるべきである」として列挙された産業に該当するものを主産業とする企業を調査対象としてきた。

(参考) フラスカティ・マニュアル (2002年)		仮訳	抜粋
442. 以下の産業を含めるべきである。			
鉱業	ISIC 第3版	14	
製造業		15-37	
公益事業、建設		40、41、45	
卸売		50	
輸送、倉庫、通信		60-64	
金融仲介		65-67	
コンピュータ、関連活動		72	
R&Dサービス		73	
建築、工学、他の技術活動		742	
以上に加え、例えば農業などの他の部門 (01,02,05) も、この部門の研究が多い国の場合には、含めるべきである。			

第25回サービス統計・企業統計部会(平成23年12月26日)において、「本調査の対象外である「医療、福祉」や「小売業」でも、民間病院の医師として研究が行われていたり、小売業者からの特許出願が行われている現状があることから、調査対象とするか否かについて検討していくことが重要である」との指摘を受けたもの。

2 各府省からの意見・要望

(1) 内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算の次回基準改定以降、SRDの内部使用研究費をベースにR&Dの産出額等を推計するため、推計精度の向上の観点から、対象産業が増えることは望ましい。ただし、対象産業の増加により、既存の調査産業について、標本数の減少等により精度が低下することがないよう御配慮頂きたい。

(2) 経済産業省産業技術環境局

- 医療分野については、開業医を含む医師が研究を行っている実態があるため、特に民間の大規模な病院について調査対象に含める価値はあると考える。福祉分野は、現場では研究開発がほとんど行われていないため、回答者負担が大きくあまり望ましくないと考える。
- 小売業については、特許出願を行っているところもあるが、商品サービスを共同で開発し、その知財を他社に使われないように特許出願しているものがメインであり、事業者への回答負担をかけてまで行う政策的価値はあまり感じていない。

3 前回の議論

- ・FMの原則によれば、研究開発を実施している産業はすべてが対象となり、EUでは各国に対してもそのように規定されているが、さりとてすべてを調査するのは実際上困難であることも想定され、現実的にどこまでカバーするかを考える必要がある。

また、改訂FMでは、大学と大学病院については、分離して捉えるべきとしている。

- ・小売業、医療、福祉を議論する際、比率で見ると低いかもしれないが、金額にすると大きいということもあり得るので、比率だけではなく、金額で考えさせていただきたい。また、小売業など研究開発を行っているところは、数は少ないだろうがやっているところは継続的に行っている企業が多いと思われるので、サンプルを捉える際、長期的なプランで考えていくことも必要なのではないか。うまく捉えれば他の産業のサンプルに与える影響はないのではないか。
- ・小売業の大半が研究開発は行っていない可能性が高いが、ネット販売で特許を保有しているなど革新的な企業もある。

4 課題に関する検討

調査票甲の対象となる企業の範囲については、日本標準産業分類により決めているが、研究実施割合や研究費割合が小さいと思われる産業については、対象外としている。

(1) 小売業

企業活動基本調査の最新の平成25年度結果をみると、調査対象企業全体に占める小売業の研究実施企業の割合は3.4%、研究開発費全体に占める小売業の研究開発費（11,093百万円）の割合は0.3%で、平成21年以降、どちらの割合も横ばいが続いている。

科学技術研究調査で対象の産業の研究実施企業割合、研究開発費割合、研究開発費と比較しても小売業のそれは低い。

なお、ネット販売で特許を有しているようなインターネット・ショッピング・サイト運営企業は、産業分類は、情報通信業のインターネット附随サービス業になる。

(2) 医療、福祉

部会で議論になったのは、医療分野での研究活動。

国及び公的医療機関並びに大学附属病院は、既に調査対象となっている。

厚生労働省の平成25年医療施設調査結果によると、これ以外の、医療法人等が開設者となっている病院は、6,596。これらのうち、実際に研究を行っているものがどの程度あるのか、また、それをどのようにして把握するのか、検討する必要がある。

なお、厚生労働省「平成25年度 病院経営管理指標」では病院の損益状況や財政状況を集計しているが、それによれば、医療法人が開設者である病院（一般病院、ケアミックス病院、療養型病院、精神科病院）における「研究研修費」は業収益の0.28%となっている。上記資料では「研究」と「研修」の内訳は分からないが、研究費に限れば、業収益に対する比率はさらに低くなると想定される。

平成27年9～10月に、附属病院を有する大学の医学部等に対し、今回の見直しに係るヒアリングを実施しており、その際、民間病院における研究状況について尋ねてみたところ、民間病院で研究しているのは、ほとんど聞いたことがないが、民間病院の医者が大学に籍を置いて、大学で研究をしている事例はあるという回答を得た。

(参考) 病院の「研究研修費」の試算値

上記の「平成25年度 病院経営管理指標」から求めた、医療法人が開設者である病院における業収益に占める「研究研修費」の割合0.28%を、平成24年経済センサス-活動調査の会社以外の法人で産業小分類が「831 病院」の経常収益（15兆4049億円）に掛けると、試算値ではあるが、研究研修費は、427億円となった。

（平成24年科学技術研究調査における研究費17兆3791億円の0.25%）

5 事務局案

- ・小売業は、経済産業省企業活動基本調査結果から、研究実施企業の割合及び研究費の割合が低いことが判明している。
- ・研究実施割合が高いと考えられる大学医学部附属病院や国・公立の病院・医療機関については、調査票丙及び調査票乙で捉えられている。

以上のことから、現行の対象範囲は妥当であり、今回の見直しでは、「小売業」及び「医療、福祉」は、引き続き対象外としたい。ただし、今後の科学技術研究環境の変化等により、両産業のほか、現在、調査対象外としている産業の企業において、研究活動の活発化等の傾向が見られた場合は、改めて、調査対象とするか検討する。